

『音楽教育実践ジャーナル』投稿規定

I 投稿資格

1. 投稿者は、本会正会員、名誉会員、特別会員に限る。ただし共同執筆の場合の筆頭者以外については、この限りではない。
2. 正会員、特別会員については、当該年度の会費が納入されていることが求められる。
3. 新入会員と新入特別会員については、入会と同時に投稿できるものとする。

II 投稿の種類と一般的な注意

1. 本誌への投稿は、原則として音楽教育の実践に関するものとし、未発表のものでなければならぬ。ただし、口頭発表やその配布資料、発表要旨または発表梗概として公表されたものはこの限りではない。
2. 本誌への投稿には、音楽教育の実践に資する研究論文、研究報告、および実践紹介、提案、討論、資料等がある。
 - ア 「研究論文 (research paper)」とは、音楽教育に関する学術的研究で、研究論文の体裁にふさわしい内容のものをさす。
 - イ 「研究報告 (research report)」とは、学会誌にふさわしい内容の「中間報告」「調査報告」などをさす。
3. 投稿原稿の掲載は、会員 1 人につき筆頭著者としては 1 号に 1 件を限度とする。

III 執筆要領

1. 用いる言語は日本語とする。句読点は「、。」を使用する。
2. 原稿はワープロ等で作成し、A4 判横書き、23 字×35 行の 2 段組とする。『音楽教育実践ジャーナル』用のテンプレートを利用することもできる。
3. 投稿原稿の種類ごとの分量は以下の通りとする。

研究論文 11 ページ以内（題目・要旨・キーワードは含まない）
研究報告 11 ページ以内（同上）

「研究論文」「研究報告」以外の原稿については、題目、本文、注、図版、図表、譜例、写真等のスペースを含め、全体で 4 ページから 10 ページ以内とする。
4. 「研究論文」、「研究報告」には、所定の様式に従って和文および英文の題目・要旨・キーワードをつける。この題目・要旨・キーワードは、本文の分量には含まない。
5. 原稿にはページ番号をつける。
6. 所属・氏名等は投稿申込書に記し、原稿本文、要旨には記載しない。また、「拙稿」「拙著」といった表記や、研究助成、共同研究者への謝辞など、投稿者名や所属機関が判明、推測できるような記述をしない。

7. 投稿者は、投稿原稿の内容が「二重投稿」「自己剽窃」に該当しないことを確認する。
投稿原稿と内容的に関係の深い投稿者による公刊済みの原稿、または公刊予定の原稿がある場合には、その原稿のコピーを「関連論文等原稿」（ただし、口頭発表やその配付資料、発表要旨集、未公開の博士論文等はこの限りではない）として投稿時に提出する。
8. 執筆にあたっては、学会ホームページ上に掲載した最新の「執筆の手引き」を参照すること。「執筆の手引き」には学会誌の標準的な書式を示してあるが、研究分野によってこの書式で不都合がある場合には、学術的に裏付けられた一貫した書式に従うこと。
9. 注と引用・参考文献は区分する。注は補足説明とし、説明文は本文の最後にまとめて番号順に記載する。引用・参考文献を示す場合は、原則として本文中の適切な箇所に著者姓、発行年、引用ページを示しておき、注に続いて本文末尾にまとめて記載する。
10. 図版、図表、譜例、写真等がある場合は、本文中の印刷位置と大きさがわかるよう、本文にデータを挿入するか、本文中に挿入箇所を明示して大きめの原図を別に添える。

IV 原稿の送付

オンライン投稿を原則とする。投稿の際は、学会ウェブサイトの「オンライン投稿マニュアル」を参照する。

V 原稿の採否等

1. 「研究論文」「研究報告」は、編集委員 2 名、外部査読者 1 名の 3 名により査読が行われる。その結果をもとに編集委員会が採否を決定する。なお、編集委員会は、必要に応じて執筆者に内容の修正を求めることがある。
2. 前項目以外の原稿は編集委員会がその採否を決定する。なお、編集委員会は、必要に応じて執筆者に内容の修正を求めることがある。
3. 掲載順序は編集委員会が決定する。
4. 投稿者は、審査結果に異議があるとき、審査結果通知後 1 ヶ月以内に書面により申し立てをすることができる。委員会で必要と判断した場合は、1 回に限り再審査を行う。

附則 この規定は、令和 7 年 11 月 9 日より、改定施行する。